

基山町創業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における新たな事業の創出を促進し、町内経済活性化につなげるため、町内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費について、予算の範囲内で基山町創業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時のものその他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(3) 創業費 新規創業のために新たな事業所の開設等を行う際に要する費用のうち、事業所の借上げに要する家賃を除いた費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、認定特定創業支援事業による支援及び補助申請する創業事業計画について基山町商工会の経営指導員から経営指導を受け、かつ、佐賀県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種を新規創業後に営む者のうち、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する新規創業前の者

ア 町内に本店を置く会社を設立することを予定している者又は町内を本店所在地とした法人登記が行われている法人で登記から1年を経過しない法人

イ 個人事業主として町内に主たる事業所を置くことを予定している者であって、町内に住所を有し、又は有することを予定している者

(2) 町税等の滞納がない者

(3) 同一事業について、国、県又は他の補助金の交付を受けていない者

(4) 過去に基山町創業支援奨励金支給要綱（平成28年告示第93号。以下「支給要綱」という。）に基づく奨励金を受けたことがない者

(5) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除外するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又はそれと密接な関係を有している者

(2) その他町長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、対象者が新規創業のために、新たな事業所の開設を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業とはしない。

(1) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(4) その他町長が適当でないと認める事業

（補助対象経費等）

第5条 補助金の区分並びに補助対象経費、補助率及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は前条の規定により算出し、30万円を上限とする。

2 第1項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者は、補助対象事業に着手する前に、基山町創業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 創業事業計画書

(2) 町税等の滞納のない証明書

(3) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書

(4) 基山町商工会が経営指導等を行った旨の証明書

(5) 収支予算書

(6) 補助対象経費の内訳を説明する資料

(7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、基山町創業者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定の際、必要に応じて条件を付することができる。

（事業の変更等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の実施内容を変更し、又は中止しようとするときは、基山町創業者支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、変更等の可否を決定し、基山町創業者支援事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の実施が完了したときは、事業完了後30日が経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、基山町創業者支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 契約書及び支払を証する書類の写し（領収書の写し等）

（3） 住民票の写し（個人事業主の場合に限る。）

（4） 法人登記事項証明書又は開業届出書の写し

（5） 補助対象事業の実施の完了が確認できる書類

（6） 許認可を受けたことを証明するものの写し（許認可を要する業種を創業した者に限る。）

（7） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、交付決定者が補助対象事業により開設した事業所の現地調査を行うことができる。

3 町長は、前項の審査により、適正に補助対象事業の実施が完了したと認めたときは、補助金の額を確定し、基山町創業者支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該審査に係る交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条第3項により通知を受けた交付決定者は、基山町創業者支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 申請書又は実績報告書に記載した内容等に偽りその他不正があるとき。

（2） 当該年度内に新規創業に至らなかったとき。

（3） この要綱の規定に違反したとき。

（新規創業に係る継続的な支援）

第13条 交付決定者は、町及び基山町商工会が行う新規創業に係る支援を、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以上受けなければならない。

（証拠書類の保管）

第14条 交付決定者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（財産の管理）

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

（基山町創業支援奨励金支給要綱の廃止）

2 基山町告示を廃止する告示（昭和63年告示第49号）の一部を次のように改正する。第83条の次に次の1条を加える。

第84条 基山町創業支援奨励金支給要綱（平成28年告示第93号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の支給要綱第3条第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けた者であって、令和7年3月31日までに創業した者については、支給要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率
創業費	開業又は法人設立に伴う司法書士又は行政書士に支払う申請資料作成に係る経費	補助対象経費の2分の1以内
	事業所の開設に伴う外装工事又は内装工事費	

	設備（新規創業のために直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等）に係る購入費又は申請年度の３月31日までに係るリース料若しくはレンタル料	
	広告宣伝費及びマーケティング調査費	

備考 経費に係る消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、補助対象外